

基本的な手続きの流れ

身体障害・知的障害のある児童は区役所福祉課または支所区民福祉課、精神障害（発達障害を含む）のある児童は保健所保健予防課が窓口となります。

①相談・情報収集

障害児通所支援の利用を希望されるときは、区役所福祉課、支所区民福祉課、保健所保健予防課にご相談ください。



②利用申請

具体的な利用希望のサービスが決まりましたら、区役所福祉課、支所区民福祉課または保健所保健予防課にサービス利用の申請をしていただきます。



③障害児支援利用計画案の作成

障害児通所支援を利用する場合、障害児通所支援を利用する児童及び保護者の意向を踏まえ、適切な障害児通所支援の利用となるよう、目標などを定めた計画（障害児支援利用計画案）を作成する必要があります。

障害児支援利用計画案の作成は、指定障害児相談支援事業者に依頼することができ、その場合、障害児通所支援の利用のための支援や調整を併せて依頼することができます。（指定障害児相談支援事業所の利用に対する利用者負担はありません。）



④障害児支援利用計画案の提出

作成した障害児支援利用計画案を区役所福祉課、支所区民福祉課または保健所保健予防課に提出します。



⑤支給決定

サービスの利用意向、家族の状況等を聴き取った上、障害児支援利用計画案を踏まえて、区役所福祉課、支所区民福祉課または保健所保健予防課で、障害児支援のサービス内容、支給期間、支給量、利用者負担の上限月額を決定します。支給が決定した皆さんには、決定通知書及び受給者証を送付します。



⑥障害児支援利用計画の作成

支給決定内容を踏まえて、指定障害児相談支援事業者を中心に、サービスの利用を希望する事業者と利用方法を調整し、障害児支援利用計画を作成します。



⑦サービスの利用

障害児支援利用計画に基づき、事業所に利用を申し込み、サービス利用に係る契約を交わします。契約に基づきサービスを利用し、サービスの利用に要する費用のうち利用者負担額を事業者に支払います。



⑧モニタリングの実施

定期的に指定障害児相談支援事業者により、サービスの利用状況の確認が行われます。